

2026年1月30日

日本郵政株式会社

日本郵便株式会社

株式会社ゆうちょ銀行

株式会社かんぽ生命保険

令和8年1月21日からの大雪に対する非常取扱いの実施について

令和8年1月21日からの大雪にかかる被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

日本郵政グループでは、この度の災害により、災害救助法が適用された地域の被災された皆さまへの非常取扱いを下記のとおり実施します。

なお、今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取り扱いをいたします。

記

1 対象地域

【青森県】

青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、東津軽郡今別町、東津軽郡蓬田村、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、上北郡野辺地町

2 取扱内容

(1) 貯金関係（別紙1参照）

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

(2) 保険関係（別紙2参照）

かんぽ生命の保険契約および簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の支払い等の非常取扱い

3 取扱郵便局および取扱店

(1) 貯金関係

郵便局*およびゆうちょ銀行各店舗

*簡易郵便局を含みます（貯金取扱局に限ります。）。

(2) 保険関係

郵便局*およびかんぽ生命保険各支店

*簡易郵便局を除きます。

注 災害等の影響により、ご利用いただけない郵便局、ゆうちょ銀行店舗、かんぽ生命保険支店またはATMがございます。お客様には大変ご不便をおかけしておりますことをお詫び申しあげます。

4 取扱期間

(1) 賢金関係

2026年1月30日（金）から2026年3月2日（月）まで

(2) 保険関係

ア 保険料の払込猶予期間の延伸

通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

イ 保険金の支払い等の非常取扱い

2026年1月30日（金）から2026年3月2日（月）まで

【お客様のお問い合わせ先】

〈別紙1 関係〉

ゆうちょコールセンター 0120-108-420

[受付時間：ゆうちょ銀行 Web サイトの[お問い合わせページ](#)で
ご確認ください。]

※携帯電話等からも通話料無料でご利用いただけます。

※IP電話等一部ご利用いただけない場合があります。

※ご利用の際は、発信者番号を通知してください。

（電話機が非通知設定の方は、上記の電話番号の最初に
186を付けてお掛けください）

〈別紙2 関係〉

かんぽコールセンター 0120-552-950

（フリーダイヤル）

[受付時間：平日 9:00～21:00
土・日・休日 9:00～17:00]

（1月1日から3日を除きます。）

日本郵便株式会社お客様サービス相談センター

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話から 0570-046-666（有料）

[受付時間：平日 8:00～21:00
土・日・休日 9:00～21:00]

日本郵政株式会社 クライシスマネジメント統括部 災害対策室

電話：03-3477-0115（直通）

[受付時間：平日 9:00～18:00]

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

	取扱いの内容	取扱期間
1	通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する次の取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・通常貯金、定額貯金および定期貯金の払戻し ・民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金および積立郵便貯金の払戻し ・払戻証書による払戻金および返還金支払通知書による返還金の払渡し <p>※ おひとりさま 20万円まで</p>	2026年1月30日（金）から 2026年3月2日（月）まで
2	<ul style="list-style-type: none"> ・定額貯金の据置期間（6か月）内の払戻し ・定期貯金の預入期間内の払戻し 	
3	被災により汚れた紙幣の引換え	
4	国債を紛失した場合のご相談対応（簡易郵便局を除きます。）	

**かんぽ生命の保険契約および簡易生命保険契約に関する
保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の支払い等の非常取扱い**

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

2 保険金の支払い等

必要書類を一部省略するなどにより、簡易迅速なお取り扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	保険金および未経過保険料の支払い	2026年1月30日（金）から 2026年3月2日（月）まで
2	基本契約の解約（解除）および解約返戻金（還付金）の支払い	
3	特約の解約（解除）および解約返戻金（還付金）の支払い	
4	普通貸付金の支払い	
5	契約者貸付利率の減免（※）	
6	保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し（還付）	
7	契約者配当金の支払い	

※ ご契約内容により契約者貸付利率の減免が行われない場合があります。